

別添 1

労 審 発 第 1 0 3 7 号

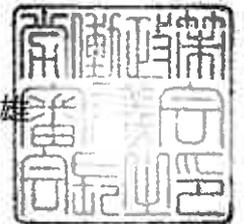
平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

厚生労働大臣

根本 匠 殿

労働政策審議会

会長 樋 口 美 雄



平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 基 1 2 1 4 第 7 号 を も っ て 労 働 政 策 審 議 会 に 諮 問 の あ っ た 「 労 働 基 準 法 施 行 規 則 及 び 労 働 安 全 衛 生 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 案 要 綱 」 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、 下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成30年12月26日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」
について

平成30年12月14日付け厚生労働省発基1214第7号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と考える。

なお、労働者代表委員から、対象労働者の年収要件は高度専門職に相応しい水準であることに鑑みれば、要綱第一の五の1に掲げる基準年間平均給与額について、パートタイム労働者を除外した額として考えるべきとの意見があった。

平成 30 年 12 月 26 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

安全衛生分科会

分科会長 土橋 律

「労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 30 年 12 月 14 日付け厚生労働省発基 1214 第 7 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、当分科会所管関係については、おおむね妥当と認める。